

新エネルギー利用普及事業について

温暖化対策課

1 事業の目的

本県の豊かな自然環境を生かした新エネルギーの導入を促進し、低炭素型社会の実現を目指す。

2 事業の概要

電力不足による突発的な大規模停電の発生や計画停電の実施を回避するため、節電対策の一環として「住宅用太陽光発電システム普及補助金」を拡充するとともに、「事業所用太陽光発電システム普及補助金」を新たに設ける。

(1) 住宅用太陽光発電システム普及補助金 30,000千円

住宅用太陽光発電システムの設置経費の一部を助成する。

①補助単価：出力1kW当たり30千円

②補助上限

・戸建住宅：120千円（出力4kW）

・共同住宅：300千円（出力10kW）

③補助件数の追加

・戸建住宅：800件（当初）+200件=1,000件

・共同住宅：10件（当初）+20件=30件

(2) 事業所用太陽光発電システム普及補助金（新規） 20,000千円

事業所用太陽光発電システムの設置経費の一部を助成する。

①補助単価：出力1kW当たり100千円

②補助上限：2,000千円（出力20kW）

③予定件数：10件

3 補正予算額

50,000千円